



支えあって あした 安心



国民年金保険料を納めることからはスタート

平成23年度 国民年金保険料

月額 1万5,020円
付加保険料 月額 400円

付加保険料は第1号被保険者・任意加入被保険者の希望により納めることができます。
定額保険料に付加保険料を上乗せして納めると、老齢基礎年金に付加年金(200円×納めた月数)を上乗せした金額を生涯、受け取れます。

国民年金保険料の納付で困ったときは...

第1号被保険者で経済的理由などにより保険料を納めることが困難な場合は、国保・年金課、支所、年金事務所などで申請すると、該当条件によって次の制度が利用できます。

国民年金保険料免除

法定免除

- 生活保護法による生活扶助を受けている人
障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級・2級)を受けている人
本人・配偶者・世帯主の所

- 得が少なく納付が困難な人
天災などによる損害や失業などにより納付が困難な人
全額免除
4分の3免除(3760円納付)
半額免除(7510円納付)
4分の1免除(1万1270円納付)

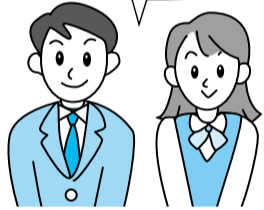
若年者納付猶予制度

30歳未満の人は、本人と配偶者の所得状況によって保険料の納付が猶予されます。
猶予の承認期間は7月から翌年の6月までです。前年の所得を基準とするため毎年申請が必要ですが、申請時に継続審査を希望し納付猶予を承認された人は、翌年度以降の申請が不要です。

学生納付特例制度

学生本人の前年所得が118万円以下の場合、保険料の納付が猶予されます。
猶予の承認期間は4月から翌年の3月までです。前年の所得を基準とするため毎年申請が必要ですが、必要なもの(学生証のコピー)または在学証明書

保険料を未納のままにしておくと年金を受けられない場合があります。まず、相談を!



最大で 3,780円 年間 引き



平成23年度 国民年金保険料

Table with 3 columns: 納付方法, 1, 3, 4, 2. Rows include monthly, semi-annual, and annual payment options with corresponding amounts.

お得な納付方法
年間最大3780円割引
口座振替をご利用ください。
納付方法別(1)納付案内書
クレジットカードの年間保険料は左表のとおりです。

退職(失業)された人は...

失業特例があります
退職票または雇用保険受給資格者証(公務員は辞令書または退職証明書)などを添えて申請すると、本人の所得を除外して審査が行われ、保険料が免除されます。

追納制度

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間に未納になった場合、受け取る年金額が少なくなりますが、全額納付した場合に比べ、受け取る年金額が少なくなりますが、このため、10年以内の保険料に限り、後から納めること(追納)ができます。

免除・若年者納付猶予・学生納付特例と未納の違い

Table showing the impact of different payment statuses on the old-age basic pension amount, categorized by month of payment (before or after March 2011).

【第1号・任意加入被保険者】 次の1~4の方法で納めることができます
1 納付案内書(現金で納付)
2 口座振替
3 インターネット
4 クレジットカード

【第2号被保険者】 給料から天引きされます
【第3号被保険者】 配偶者が加入している厚生年金保険・共済組合が負担するため、自分で納める必要はありません
【問い合わせ先】 松山東年金事務所 9462146

お問い合わせは、国保・年金課 ☎9486352・☎93426